

「ニューあいちスタンダード宣言店」（『あいスタ』宣言店） よくある質問について 目次

1. 一般事項について

- Q1-1 『あいスタ』宣言店とはどのような取組か。
- Q1-2 どのような業種が対象か。
- Q1-3 『あいスタ』宣言店への登録とは。
- Q1-4 「ニューあいちスタンダード認証店」（通称『あいスタ』認証店）に登録した店舗は改めて届出が必要か。

2. 『あいスタ』宣言店登録の届出について

- Q2-1 届出をしたいが、どのページにアクセスするのか。
- Q2-2 「あいち電子申請・届出システム」からどのように申込みなのか。
- Q2-3 届出の際に送られてくるメールはどのようなものか。
- Q2-4 メールアドレスは携帯電話のアドレスでも良いか。
- Q2-5 届出の際に届くメールが送られてこない。
- Q2-6 複数の施設を届け出る場合、メールアドレスも複数必要か。
- Q2-7 「担当者氏名」とは。
- Q2-8 5つの取組項目を全て実施する必要があるのか。
- Q2-9 複数の施設があるが、1回にまとめて届出できるのか。

3. ステッカーの電子データ入手（ダウンロード）について

- Q3-1 ステッカーの電子データの入手（ダウンロード）はどのように行うのか。
- Q3-2 メールに記載されたURLから「あいち電子申請・届出システム」の「申込内容照会」へアクセスできない。
- Q3-3 「整理番号」はわかるが、「パスワード」がわからない。
- Q3-4 「申込完了通知メール」を消去してしまった。
- Q3-5 「申込完了通知メール」が届いていない。
- Q3-6 「あいち電子申請・届出システム」の「申込内容照会」を行いたい、「整理番号」、「パスワード」がはじかれてしまう。

Q3-7 「あいち電子申請・届出システム」の「整理番号」、「パスワード」を入力する欄がわからない。

Q3-8 どうしてもデータをダウンロードできないが、どうしたら良いか。

4. ステッカーの印刷、掲示などについて

Q4-1 ステッカーは、どのように印刷すれば良いか。

Q4-2 スマートフォンで申し込んだが、プリンタがない。どのように印刷すれば良いか。

Q4-3 届出は行ったが、どうしてもステッカーの「電子データの入手」及び「印刷」ができないので、紙に印刷して送ってもらえないか。

Q4-4 ステッカーは、どのように掲示すれば良いか。

Q4-5 ステッカーは、シールになっていないのか。

Q4-6 ステッカーをホームページやチラシ等に利用しても良いか。

5. その他の問合せについて

Q5-1 ネット環境が整っていないが、ステッカーが欲しい。どうすれば良いか。

Q5-2 ステッカーのデータをなくしてしまっただが、再発行できるのか。

Q5-3 修正依頼メールが届いたが、どのように修正するのか。

Q5-4 誤って重複して届け出てしまっただが、どうすれば良いか。

Q5-5 「あいち電子申請・届出システム」で届出を行ったが、処理状況が分からない。

「ニューあいちスタンダード宣言店」（『あいスタ』宣言店） よくある質問について

1. 一般事項について

Q1-1 「『あいスタ』宣言店」とはどのような取組か。

A1-1 感染防止対策に取り組んでいる飲食店にステッカーの提供などを通して事業者の自主的な取組を応援することで、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す、愛知県独自の取組です。

Q1-2 どのような業種が対象か。

A1-2 以下の表に定める5つの取組項目を宣言し、実施している飲食店が対象です。

- | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">① 窓開けなどの自然換気や機械換気により効果的な換気をします② 手洗い等の手指衛生など従業員の衛生管理をします③ 発熱等体調不良の場合は出勤させないなど従業員の体調管理をします④ 発熱等体調不良の方へ入店を控えるよう貼り紙などで呼びかけます⑤ 流行期には三密回避など愛知県から更なる感染防止対策の呼び掛け等があった場合は適切に対応します |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

Q1-3 「『あいスタ』宣言店」への登録とは。

A1-3 感染防止対策に取り組んでいる飲食店が届出を行い、（県が届出内容を確認し、受理した後、）『あいスタ』宣言店」として登録するものです。

Q1-4 「ニューあいちスタンダード認証店」（通称「『あいスタ』認証店」）に登録している店舗は改めて届出が必要か。

A1-4 「『あいスタ』認証店」に登録されている店舗は、移行を望まない店舗を除き「『あいスタ』宣言店」に移行するため、改めて届出を行う必要はありません。

なお、『あいスタ』認証店には、4月下旬に、郵送での文書送付、登録メールアドレスへの文書送信及びあいスタ認証マイページへの掲載により、個別にお知らせをさせていただきます。

2. 『あいスタ』宣言店」登録の届出について

Q2-1 届出をしたいが、どのページにアクセスするのか。

A2-1 「あいち電子申請・届出システム」にて届け出ていただきます。

「あいち電子申請・届出システム」は、パソコン及びスマートフォンからご利用できます。グーグルなどの検索エンジンで、“『あいスタ』宣言店”と検索し、県公式Webサイトの『あいスタ』宣言店のページにアクセスしていただき、「あいち電子申請・届出システム」のボタンをクリックし、届出をしてください。

【サイト名】「ニューあいちスタンダード宣言店」（通称『あいスタ』宣言店）について

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bosai/newaichistandard.html>

「ニューあいちスタンダード宣言店」（通称『あいスタ』宣言店）について

ページID: 0455532 掲載日: 2023年5月8日更新 印刷ページ表示

「ニューあいちスタンダード宣言店」（通称『あいスタ』宣言店）の登録受付の開始について

※『あいスタ』宣言店ステッカーの届出について

『あいち電子申請・届出システム』による届出へ (電子メールが使えない方向け) 郵送による届出へ

この画面に遷移

あいち 愛知県 電子申請・届出システム ログイン 利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名 自主的に感染防止対策に取り組んでいる飲食店を応援する「ニューあいちスタンダード宣言店」（通称『あいスタ』宣言店）に係る登録

受付時期 2023年

利用者登録せずに申し込む方はこちら

利用者登録される方はこちら

Q2-2 「あいち電子申請・届出システム」からどのように申込むのか。

A2-2 「あいち電子申請・届出システム」に“利用者登録していない方”と“既に利用者登録がお済みの方”で若干手続が異なります。なお、『あいスタ』宣言店は、利用者登録をせずに届け出ることができます。手順は、それぞれ次のとおりです。

<手順（共通）>

- ① まず、Q2-1を参考に、県公式Webサイトの『あいスタ』宣言店」ページ“「あいち電子申請・届出システム」による届出へ”から、「あいち電子申請・届出システム」にアクセスしてください。
- ② 次の手続きが、“利用者登録していない方”と“既に利用者登録がお済みの方”で異なります。

《利用者登録をしていない方》

○利用者登録していない方は、下図①の **利用者登録せずに申し込む方はこちら** を押下した後、利用規約をご確認ください。

○利用規約に同意いただきましたら、メールアドレスを入力し、 **完了する** を押下してください。

○その後、「連絡先アドレス確認メール」が届きます。

※メールが届かない方は、Q2-5を参照してください。

○メールに記載されたURLリンクから、「あいち電子申請・届出システム」にアクセスし、届出を行ってください。

※メールに記載のURLを押下しても、“申込み画面が表示されない場合”は、以下のいずれかの方法により届出を行ってください。

- ・メールに記載された“URLをコピー”し、検索サイトの「アドレスバー」に貼り付けて検索する。
- ・メールに記載のURLが開けるよう、“メール”又は“検索サイト”の設定を変更する。
- ・“利用者登録”を行った上で届出をする。

③

あいち 愛知県 電子申請・届出システム ログイン
利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 照会者名検証

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	自主的に感染防止対策に取り組んでいる飲食店を応援する「ニューあいちスタンダード宣言店」（通称「『あいスタ』宣言店」）に係る登録
受付時期	2023年

①

利用者登録せずに申し込む方はこちら

利用者登録される方はこちら

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

②

《既に利用者登録されている方》

- 利用者登録がお済みの方は、上図②から「利用者ID」、「パスワード」を入力し **ログイン** を押下してください。
- ログイン後、上段の **手続き申込**（上図③）を押下し、届出を行ってください。

Q2-3 届出の際に送られてくるメールはどのようなものか。

A2-3 届出の際、「あいち電子申請・届出システム」から送付されるメールは次のとおりです。
（各メールの内容は、別添を参照してください。）

《利用者登録せず届け出た場合》

①「連絡先アドレス確認メール」

メールアドレスを登録いただいた直後に、手続きを開始するために届くメールです。

②「申込完了通知メール」

届出が完了した際に届くメールです。このメールに、「整理番号」及び「パスワード」が記載されています。

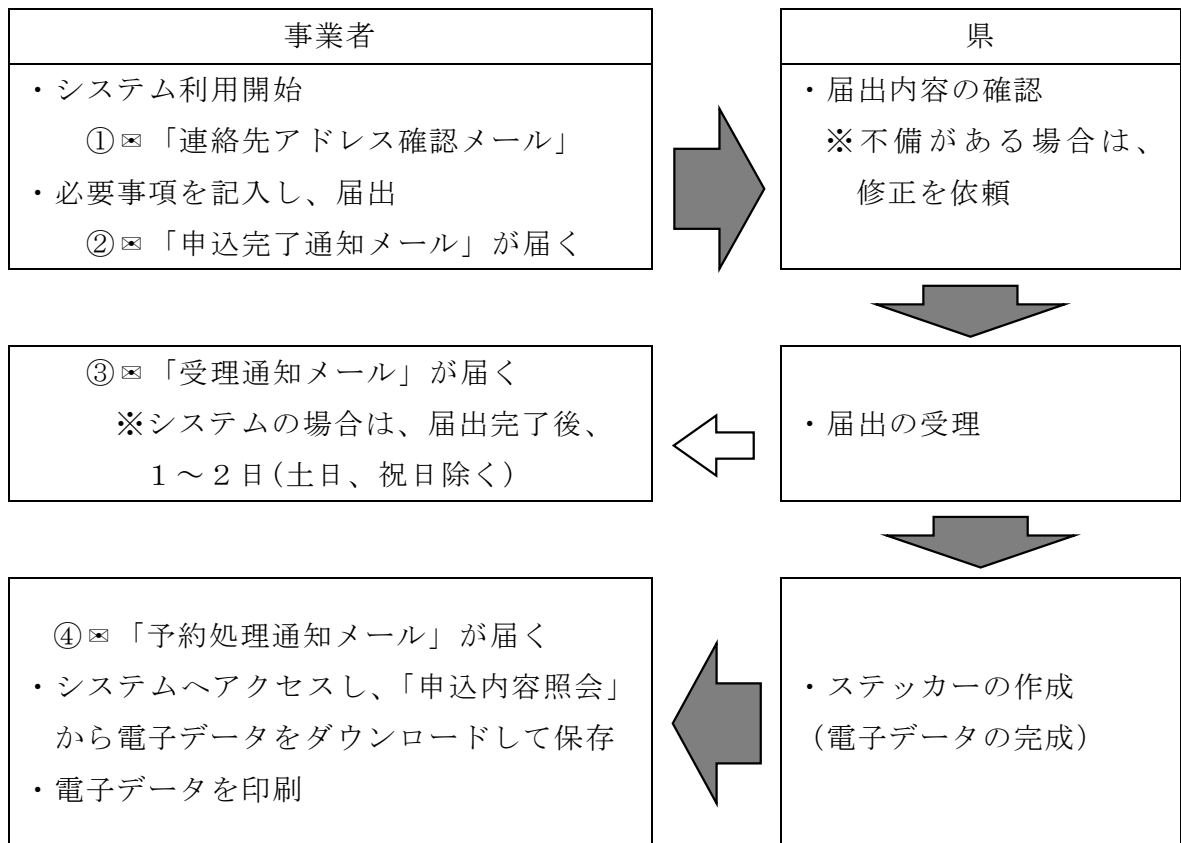
③「受理通知メール」

県が届出を受理した際に届くメールです。

④「予約処理通知メール」

ステッカー(電子データ)をダウンロードできる状態になったことをお知らせするメールです。このメールに記載されたURLからダウンロードページに進むことができます。

○手続きの流れ（利用者登録をせずに届け出た場合）



《利用者登録をして（又は既に登録している方が）届け出た場合》

上記①「連絡先アドレス確認メール」を除き、同じメールが届きます。

Q2-4 メールアドレスは携帯電話のアドレスでも良いか。

A2-4 「あいち電子申請・届出システム」はパソコン又はスマートフォンから届出が可能であるため、スマートフォンであれば差し支えありません。

ただし、ステッカーはご自身で印刷していただくこととなるため、注意が必要です（スマートフォンからの印刷はQ4-2を参照）。

Q2-5 届出の際に届くメールが送られてこない。

A2-5 登録していただいたメールアドレスが誤っているか、又は迷惑メール対策を行っている可能性があります。

そのため、文字の全半角、大文字・小文字にご留意いただき、再度メールアドレスを入力していただくか、「pref-aichi@apply.e-tumo.jp」からのメールや、URLを含むメールが受信できるよう設定をお願いします。

Q2-6 複数の施設を届け出る場合、メールアドレスも複数必要か。

A2-6 複数の施設を届け出る場合でも、1つのメールアドレスで届出できます。

Q2-7 「担当者氏名」とは。

A2-7 今回の届出事務を行っていただく担当者様の氏名を記載してください。

Q2-8 5つの取組項目を全て実施する必要があるのか。

A2-8 全て実施する必要があります。

Q2-9 複数の施設があるが、1回にまとめて届出できるのか。

A2-9 原則、施設（店舗）ごとにそれぞれ届出をお願いします。

非常に多く（100件程度を目安）の店舗がある場合で、店舗ごとの届出が困難な事業者に対しては、各店舗の届出を取りまとめの上、電子データで提供いただく形で対応しますので、愛知県防災安全局防災危機管理課の専用メール窓口(aista@pref.aichi.lg.jp)へご相談ください。

3. ステッカーの電子データ入手（ダウンロード）について

Q3-1 ステッカーの電子データの入手（ダウンロード）はどのように行うのか。

A3-1 届出していただいた後（「申込完了通知メール」受信後）、県による確認を経て、電子データを送付いたします。

県による確認が終了しましたら、「受理通知メール」と「予約処理通知メール」が届きます。このうち、「予約処理通知メール」が届きましたら、メール本文に記載されたURLから「あいち電子申請・届出システム」へアクセスし、「ステッカー」の電子データ（PDFファイル）をダウンロードできます。

（アクセスできない場合は、Q3-2をご確認ください）。

なお、「あいち電子申請・届出システム」へアクセス後の、電子データ（PDFファイル）のダウンロードは、次の方法により行ってください。

《利用者登録せず届け出た場合》

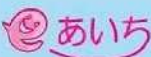
○下図①が「申込内容照会」となっているかご確認いただき、画面に表示された「整理番号」、「パスワード」を入力し、**照会する**を押下してください。

《利用者登録をして（又は既に登録している方が）届け出た場合》

○画面上段の**ログイン**（下図③）を押下し、「利用者ID」、「パスワード」を入力してログインしてください。

○ログイン後、上段の 申込内容照会（下図②）を押下し、当該「手続き名」の右側にある**詳細**を押下してください。

- 「申込内容照会」に進みましたら、「返信添付ファイル」欄（下図④）から「ステッカー」の電子データ（PDF ファイル）をダウンロードしパソコン等に保存してください。

 **愛知県 電子申請・届出システム** 👤 ログイン
👤 利用者登録

👤 申請団体選択 | 📄 申請書ダウンロード

› 手続き申込 | › 申込内容照会 | › 購買署名検証

申込内容照会

申込詳細

申込内容を確認してください。

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

手続き名	自主的に感染防止対策に取り組んでいる飲食店を応援する「ニューあいちスタンダード宣言店」(通称「『あいスタ』宣言店」)に係る登録
整理番号	865153103368
処理状況	
処理履歴	2023年4月26日15時24分 ファイルアップロード 2023年4月26日15時3分 受付時返信添付ファイルダウンロード 2023年4月26日14時30分 受付時返信添付ファイルダウンロード 2023年4月26日14時30分 ファイルアップロード 2023年4月26日14時29分 申込
④ 添付ファイル1	「『あいスタ』宣言店」ステッカー(10×10).pdf

「処理履歴」の下にある、「返信添付ファイル欄」の「青い文字」をクリック（タップ）し保存する

Q3-2 メールに記載されたURLから「あいち電子申請・届出システム」の「申込内容照会」へアクセスできない。

A3-2 利用環境によりメールに記載のURLが作動しない場合がありますので、その場合は以下の方法をお試しください。

- ① グーグルなどの検索エンジンにて、“愛知県 『あιστα』 宣言店” と検索し、県公式 Web サイトの「『あιστα』 宣言店」のページにアクセスしていただき、「あいち電子申請・届け出システム」による届出」のボタンをクリックする（詳細については、Q2-1を参照）。
→「あいち電子申請・届出システム」に遷移後、画面上部の「申込内容照会」をクリックする。
- ②メールに記載のURLが開けるよう、“メール”又は“検索サイト”の設定を変更する。

Q3-3 「整理番号」はわかるが、「パスワード」がわからない。

A3-3 「整理番号」と「パスワード」は、申込完了時に送付される「申込完了通知メール」に記載されていますので、ご確認ください（メールの概要は、Q2-3を参照）。

Q3-4 「申込完了通知メール」を消去してしまった。

A3-4 「申込完了通知メール」を消去した等、パスワードを確認できない場合は、パスワードを再送付するので、次の項目を、愛知県防災安全局防災危機管理課の専用メール窓口（aista@pref.aichi.lg.jp）へお知らせください。

〔項目〕

- ①整理番号（12桁の数字）
- ②施設（店舗）名称
- ③電話番号
- ④担当者

Q3-5 「申込完了通知メール」が届いていない。

A3-5 「申込完了通知メール」が“届いていない”場合は、届出が完了していない可能性が高いため、再度届出をしてください。

Q3-6 「あいち電子申請・届出システム」の「申込内容照会」を行いたいが、「整理番号」、「パスワード」がはじかれてしまう。

A3-6 次のことについて、ご確認ください。

1 手続き内容の確認

手続き申込画面となっていないか確認してください（手続き申込画面では、「利用者ID」と「パスワード」が求められます）。内容申込照会画面はQ3-1を参照してください。

2 「整理番号」と「パスワード」の再確認

どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されますので、再度ご確認ください入力してください。

入力ミスを防ぐため、「申込完了通知メール」に記載されている、「整理番号」と「パスワード」を“コピー”し、記入欄に“ペースト”する方法をお試しください。

※「パスワードは10文字にしてください」とのエラーが表示される方は、利用者登録の「パスワード」を入力している可能性があります。

Q3-7 「あいち電子申請・届出システム」の「整理番号」、「パスワード」を入力する欄がわからない。

A3-7 画面上部の「内容申込照会」(下図①)を押下してください。

※ 画面に“お知らせ”等がある場合、「手続き申込」となっています。



お知らせ

【2023年04月27日】 **【重要なお知らせ】**
令和5年4月30日以降、システムから送信されるメールアドレスが次のとおり変更されますので、迷惑メールアドレス対策等を行っている場合は、受信ができるよう設定変更等をお願いします。
変更後メールアドレス「...@apply.e-tumo.jp」 (@より前については、変更なし)
また、操作に関するお問い合わせ先のメールアドレスも次のとおり変更されますので、併せて御確認ください。
変更後メールアドレス「help-shinsei-aichi@apply.e-tumo.jp」
御迷惑をおかけしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

Q3-8 どうしてもデータをダウンロードできないが、どうしたら良いか。

A3-8 ご利用のブラウザがフリーズしている(固まっている)可能性がありますので、ブラウザを一度終了し、再度「申込内容照会」へアクセスしてください。

再度アクセスしてもファイルをダウンロードできない場合は、ステッカーを郵送しますので、以下の項目が分かるメモ等と、長形3号サイズの封筒(84円分の切手を貼付し、返送先を記入したもの)を下記送付先へ郵送して下さい。

[項目]

① 整理番号(12桁の数字) ② 店舗名称 ③ 電話番号 ④ 担当者氏名

[送付先]

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2

愛知県防災安全局防災危機管理課 「あいスタ」宣言店担当

4. ステッカーの印刷、掲示などについて

Q4-1 ステッカーは、どのように印刷すれば良いか。

A4-1 印刷する用紙の種類及びサイズを自由に設定した上で、プリンタにて印刷してください。複数印刷していただいても構いません。

Q4-2 スマートフォンで申し込んだが、プリンタがない。どのように印刷すれば良いか。

A4-2 コンビニエンスストア、カメラ店等で印刷する方法があります。

印刷をする場合は検索エンジンにて、「スマホ 印刷 コンビニ」や「プリンタがない印刷」等で検索すれば、詳しい方法が掲載されているため、参考としてください。

※ステッカーの掲示は任意であり、必須ではありません。

Q4-3 届出は行ったが、どうしてもステッカーの「電子データの入手」及び「印刷」ができないので、紙に印刷して送ってもらえないか。

A4-3 Q3-8を参照してください。

※ステッカーの掲示は任意であり、必須ではありません。

Q4-4 ステッカーは、どのように掲示すれば良いか。

A4-4 特段の定めはありませんが、届出いただいた飲食店の利用者が見やすい場所に掲示することを推奨します。複数枚印刷した場合も同様です。

Q4-5 ステッカーは、シールになっていないのか。

A4-5 ステッカーは電子データで提供しております。シールとする場合は、お手数をお掛けしますが、ご自身でシール台紙に印刷してください。

Q4-6 ステッカーをホームページやチラシ等に利用しても良いか。

A4-6 ステッカーは、デザインの改変を行わない場合に限り（拡大・縮小は除く）、届け出た施設のホームページ、チラシ等への掲載などの2次利用は可能です。

5. その他の問合せについて

Q5-1 ネット環境が整っていないが、ステッカーが欲しい。どうすれば良いか。

A5-1 ステッカーの掲示は任意であり必須ではありませんが、必要であればネット環境が整っていない方へは、郵送にて対応させていただきます。

県から届出書の様式を郵送しますので、必要事項を記入し長形3号サイズの封筒(84円分の切手を貼付し、返送先を記入したもの)を同封して、愛知県防災安全局防災危機管理課まで郵送してください。

その後、県が内容を確認し、不備等がなければ、ステッカーをA4サイズの紙に印刷し、郵送させていただきます。

Q5-2 ステッカーのデータをなくしてしまったが、再発行できるのか。

A5-2 「あいち電子申請・届出システム」の「申込内容照会」画面から、ステッカーのデータを再度ダウンロードしてください。その際、届出完了時に送付される「申込完了通知メール」に記載されている「整理番号」と「パスワード」が必要となります。

Q5-3 修正依頼メールが届いたが、どのように修正するのか。

A5-3 修正依頼メールが届きましたら、メールに記載されたURLリンクから「あいち電子申請・届出システム」へアクセスし、修正してください。

「あいち電子申請・届出システム」にアクセスしましたら、申込内容照会を押下し、画面に表示された「整理番号」欄、「パスワード」欄を入力し、照会するを押下してください。内容申込照会画面はQ3-1を参照してください。

《届出の修正》

「申込内容照会」に進みますと、「申込詳細」画面が表示されますので、一番下にある修正するを押下してください。

「申込変更」画面が表示されますので、メールにて修正を依頼された箇所を修正してください。

修正が完了しましたら、一番下にある確認へ進むを押下してください。

「申込変更確認」画面が表示されますので、修正内容をご確認いただき、内容が問題なければ、一番下にある修正するを押下してください。

また、内容を再度修正する場合は、入力へ戻るを押下してください。

届出内容の修正が完了しますと、「変更完了通知メール」が届きます。

Q5-4 誤って重複して届け出てしまったが、どうすれば良いか。

A5-4 受理していない（「受理通知メール」が届いていない）状況であれば、届出の取下げができますので、Q 5 - 3を参考に、修正するを取下げと読み替えて、届出の取下げを行ってください。

一方、ステッカー提供後の取下げは出来ませんので、愛知県防災安全局防災危機管理課の専用メール窓口（aista@pref.aichi.lg.jp）へお知らせください。

Q5-5 「あいち電子申請・届出システム」で届出を行ったが、処理状況が分からない。

A5-5 「申込完了通知メール」が届いていれば、あなた様が届出の際に必要な手続きは終了しており、県が届出内容を確認しているところです。（Q 2 - 3の「手続きの流れ」を参照してください）。

県の確認後、「受理通知メール」が届き、その後、「予約処理通知メール」が届きます。「予約処理通知メール」にて、ステッカーの電子データが入手できるようになりますので、今しばらくお待ちください。

なお、「あいち電子申請・届出システム」の「申込内容照会」画面にて、ご自身で処理状況を確認することも可能です。その際、申込完了時に送付される「申込完了通知メール」に記載されている「整理番号」と「パスワード」が必要となります。